

平成29年2月23日
近畿中国森林管理局

事業者の皆様へ

発注者綱紀保持規程と国家公務員倫理規程に基づく職員への取組への御協力をお願い

1 国の事業発注を巡る状況の変化

国の事業発注を巡っては、その時代の状況に応じて変化してきており、現在は、国民からの厳しい批判を招くことがないよう会計法等法令に従い適正な入札及び契約を前提として、工事等の品質の向上を図ることが求められています。

○会計法（明治22年）

一般競争入札の原則

- ・会計法の改正（明治35年）粗雑な工事、入札妨害、価格の競上げ下げを目的とした連合等行為者の入札参加停止

○刑法第96条の3（昭和16年改正）

競売等妨害罪、談合罪の新設

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」昭和22年）

私的独占、不当な取引制限、不公正な競争方法の禁止、公正取引委員会の設置。

- ・独占禁止法改正（昭和52年）「不当な取引制限等をした事業者に対し、課徴金を国庫に納付を命ずる制度を新設」等の改正
- ・独占禁止法（平成3年）課徴金の引上げ等

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年）

①公共工事の発注や入札・契約に関する情報の公開、②入札及び契約の適正化のために政府が指針を策定、③発注者の適正化への努力義務等を規定

○国家公務員倫理法（平成11年）・国家公務員倫理規程（平成12年政令）

国家公務員は、法律により与えられた権限の行使対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない等を規定

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年）

「職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する」等の規定

2 発注者綱紀保持への取組

農林水産省では、平成19年3月に地方農政局、同年5月に緑資源機構の業務発注に関わる官製談合事件等により、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年訓令）を制定。

その後、東北森林管理局管内における造林事業の入札にかかる収賄事件、広島森林管理署が発注した国有林の森林整備事業の入札に関して、広島森林管理署に在籍していた職員が加重収賄等容疑で逮捕、奈良森林管理事務所の治山担当職員が官製談合防止法違反等容疑で逮捕。

国家公務員法上の再就職したOBによる働きかけの規制の追加、秘密の保持、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応と報告についての解説等を充実するなど発注者綱紀保持マニュアルを改訂。

近畿中国森林管理局では、コンプライアンス推進行動計画に基づき、再発防止対策に取り組んでいるところ。

(1) 職員の責務

職員は、発注事務に関して、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

○発注事務に係る会計法令等の遵守

○発注事務の透明性、公平性及び公正性の確保

(2) 秘密の保持

落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密(公表を制限された情報を含む。)を保持

(3) 事業者との応接方法

事業者と接するときは、

○公平かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない

○適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにする

(4) 第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応

○当該働きかけを拒否しなければならない

○不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する旨を伝えなければならない。

(5) 不当な働きかけ

①自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

3 私たちの職員は、発注者綱紀保持規程のほか、国家公務員倫理規程に定められたルール（配布資料：「国家公務員の倫理保持のためのルール」）に従い行動することが求められていますので、職員と接触に当たりまして、事業者の皆様にも御理解と御協力をお願いします。

国家公務員の 倫理保持のためのルール

倫理法・倫理規程のあらまし

事業者等の皆様と国家公務員が接触するに当たり、
国家公務員には国家公務員倫理法・国家公務員倫理
規程で定められたルールがあります。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

利害関係者とは	P.2
利害関係者との間のルール	P.4
利害関係者でない者との間のルール	P.7
特定の書籍等の監修料に関するルール	P.8

利害関係者とは

●利害関係者とは、国家公務員にとって、以下のいずれかに当たる者です。

1 **許認可等**を受けて事業を行っている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

2 **補助金等の交付**の対象となっている事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

地方公共団体や特殊法人など国以外のところを通じて交付される間接補助金等でも、その直接の財源が国からの補助金等である場合は、「補助金等」として扱われます。

3 **立入検査、監査又は監察**を受ける事業者等又は個人

原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。

4 **不利益処分**の名宛人となるべき事業者等又は個人

例えば、税の追徴処分や営業停止処分が行われる場合の相手方です。

5 **行政指導**により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人

6 **事業の発達、改善及び調整に関する事務**の対象となる事業を行っている事業者等

各府省が行う事業行政の対象となる事業を、営利目的で営む者です。

7 **契約**を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等

8 予算、級別定数、定員の査定を受ける国の機関

※「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。

ただし、次の点に注意が必要です。

- 利害関係者が事業者等である場合、その事業者等の利益のために国家公務員と接触しているとみられる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。
- 利害関係が潜在的なものにとどまる者又は国家公務員の裁量の余地が少ない職務に関する者として、各府省等の訓令・規則で定められている者は、利害関係者から除かれます。
(→ 訓令・規則は倫理審査会のウェブサイトでご覧いただけます。
更に詳細をお知りになりたい場合は各府省等にお尋ねください。)
- 国家公務員が過去3年間に就いていた官職の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。
- ある国家公務員(A)に、別の国家公務員(B)の利害関係者が接触している場合、それが、AがBに対して持つ官職上の影響力を期待してのものであることが明らかなきときは、Aにとっても利害関係者とみなされます。

Q

A

こんな場合は??

Q | 卸売業者を通じてX官署に物品を納入している場合、X官署の契約担当職員にとって、当社の製品の売り込みをする当社営業担当者は利害関係者になりますか？

A | 製品の売り込みをする営業担当者は、契約担当の職員にとって利害関係者に当たります。

Q | 国の機関に物品を納入している場合、その機関の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？

A | 全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることとなります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための機種選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては、利害関係者に当たります。

利害関係者との間のルール



国家公務員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることができます。

● **広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品**

例：会社の名前入りのカレンダー、創立○周年記念事業で配布している書籍など

● **結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典（→下記Q&A）**

Q & A こんな場合は？

Q | 国家公務員の結婚披露宴に招かれたのですが、祝儀を持参することはできますか？

A | 祝儀については、利害関係者からであっても、披露宴の実費相当の祝儀は受け取ることができます。また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

Q | 国家公務員が喪主となっている葬儀に香典を持参することはできますか？

A | 国家公務員は、本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることができません。しかし、亡くなった家族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q | 弔電や花輪についてはどうですか？

A | 国家公務員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの弔電を受け取ることについては、問題ありません。しかし、利害関係者から花輪の提供を受けることは、倫理規程で禁止されている物品の贈与に当たりますので、できません。

国家公務員が利害関係者から、物品や不動産を購入等した場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは、その差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされます。



国家公務員は、利害関係者から酒食等のもてなしを受けることはできません。

利害関係者に費用を負担させて、もてなし（酒食に限らない）を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、国家公務員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

● 多数の者（20名程度以上）が出席する立食パーティー

例：立食形式で行われる業界の賀詞交換会、会社の創立○周年記念パーティーに参加するような場合
着席形式でも、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準じて認められる場合があります。

● 職務として出席した会議での簡素な飲食

例：仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合
国家公務員が倫理監督官の承認を受けて行う講演（→7ページ）の前後に、簡素な飲食物の提供を受けることも認められます。

● 公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食

例：国際会議の公式日程に含まれる外交儀礼的なレセプションに出席するような場合

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合等であれば、利害関係者と共に飲食をすることができます。

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。

なお、国家公務員は、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることとされています。

利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食（→7ページ）は認められません。

注意

国家公務員が会費制、割り勘等として、自己の飲食にかかった費用を負担する場合でも、その負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することとなった場合には、その国家公務員は、利害関係者からその差額分の供給接待を受けたこととなります。

例：国家公務員が事前に会費として5,000円を支払っていたが、結果的に一人当たりの費用は7,800円となった。利害関係者側が不足分(2,800円)を会社の交際費で支払った。

→ 国家公務員は利害関係者から2,800円分の供給接待を受けたこととなり倫理規程違反となる。



国家公務員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

- 職務で利害関係者を訪問した際、公共交通機関が利用困難な場合など合理的な理由がある場合に限り、社用車などを利用すること



国家公務員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

●ゴルフ

所属組織のOB会のゴルフコンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合(参加者が30~40名程度で、利害関係者が数名程度の場合)

●旅行

公務のための旅行の場合や旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合



国家公務員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

- 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること

- 職務として利害関係者を訪問した際に、物品(文房具など)を借りること

利害関係者と私的な関係がある場合で、利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等に鑑み国民の疑惑や不信を招くおそれがないときには、前記(→4~6ページ)の行為をすることができます。

「私的な関係」とは、国家公務員としての身分にかかわらない関係のことです。

例えば、家族の葬儀の際に、私的な関係(学生時代からの親しい友人など)がある利害関係者からは、通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることができます。



国家公務員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記（→4～6ページ）の行為をさせることはできません。

例えば、利害関係者に要求して、自分の家族に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食物や記念品を提供させることもできません。

※大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。

参考

国家公務員が報酬を受けて講演等を行うことについては、各府省等が報酬額などの基準や取扱いを定めています。御懸念事項がある場合は各府省等にお問い合わせください。

※「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん、ラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

利害関係者でない者との間のルール

- 以下のことは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。
- 同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供应接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること
- その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わせること(つけ回し)

贈与等報告書について

本省課長補佐級以上の国家公務員は、事業者等から1件5,000円を超える飲食等の提供、金銭・物品等の贈与、講演等の報酬等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出することとなっています。それら贈与等報告書のうち、1件2万円を超えるものについては、閲覧請求の対象となっています。

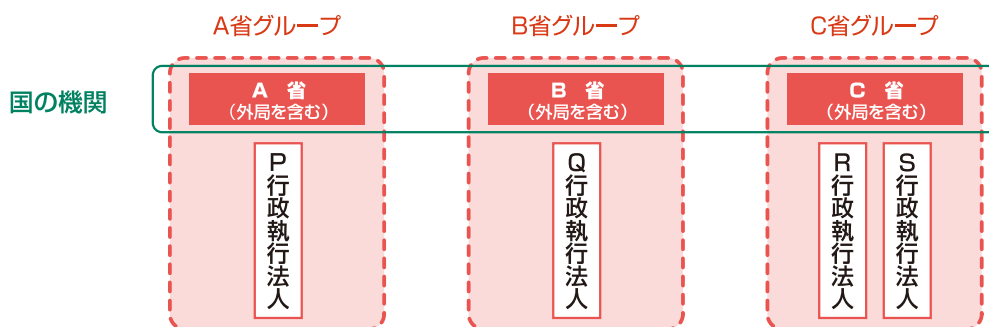
特定の書籍等の監修料に関するルール



国家公務員は、国の補助金等や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けることはできません。

※「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、CD、DVD等も含まれます。

監修料の受領が規制される範囲



●国の補助金等や経費で作成される書籍等

- ① 職員が属する省グループ内の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。
例：P行政執行法人が費用を支出している書籍をA省職員が監修する場合
- ② 各府省の職員は、国の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。
例：B省が費用を支出している書籍をA省職員が監修する場合

●国が過半数を買い入れる書籍等

職員が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料を受領できません。
例：C省、R行政執行法人、S行政執行法人がそれぞれ買い入れる数を合計すると作成数の過半数となる書籍をC省職員が監修する場合

参考

本パンフレット記載のルールに違反した国家公務員は、懲戒処分を受けることになります。

※ ルールに関する具体的な事例は倫理審査会ウェブサイトでご覧いただけます。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3
<http://www.jinji.go.jp/rinri/>

…公務員倫理ホットライン…

TEL:03-3581-5344 FAX:03-3581-1802

公務員倫理ホットライン

検索

これらのルールに反すると疑われる行為に気付かれた方は公務員倫理ホットラインへ御連絡ください。通報者の氏名等は窓口限りにとどめるなど、通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。